

令和4年3月21日
長野県司法書士会
裁判事務推進委員会

事業報告書

1. 相談会名

「昔の借金電話相談」

2. 開催日時

令和4年3月5日（土） 10:00～16:00

3. 開催趣旨

金銭について内容証明などによる請求や支払督促、訴状などを受け取った場合、「借りているので支払うしかないのでは」「時間がないから」「裁判所が遠い」などの理由で放置したり、債権が譲渡された旨の債権回収会社などからの通知を受けたときに、「このような借金はした覚えがない」「知らないから放っておこう」などの理由から無視してしまい、相手方から裁判手続きがとられた結果、強制執行によって給与などの差押をされることとなって、はじめて慌てる方も少なくありません。

これらの請求の中には、消滅時効によって支払う必要のない請求や、裁判で対応することによって、強制執行などの事態を回避できる可能性があるものなども含まれると考えられることから、当会では、何らかの金銭請求を受けてお困りの方々のご相談をお受けするため、標記の相談会を企画いたしました。

本相談会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、面談での相談は実施せず、電話での相談のみとしました。また、日本司法支援センター長野地方事務所（法テラス長野）にご後援いただくとともに、要件を満たす場合には法テラスの電話等法律相談援助及び被災者法律相談援助が利用できるものとなりました。

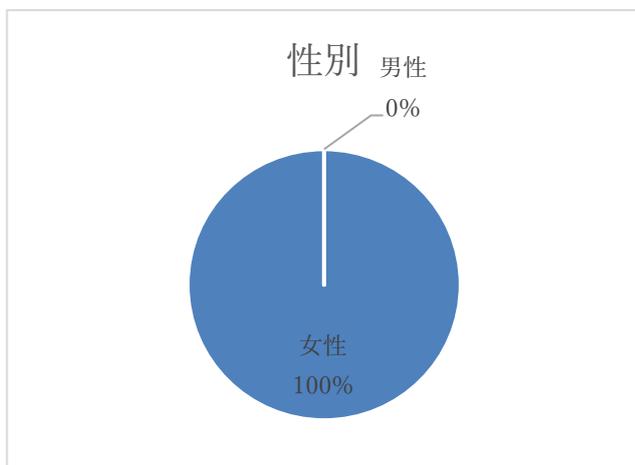
4. 相談件数

合計 7件

内訳

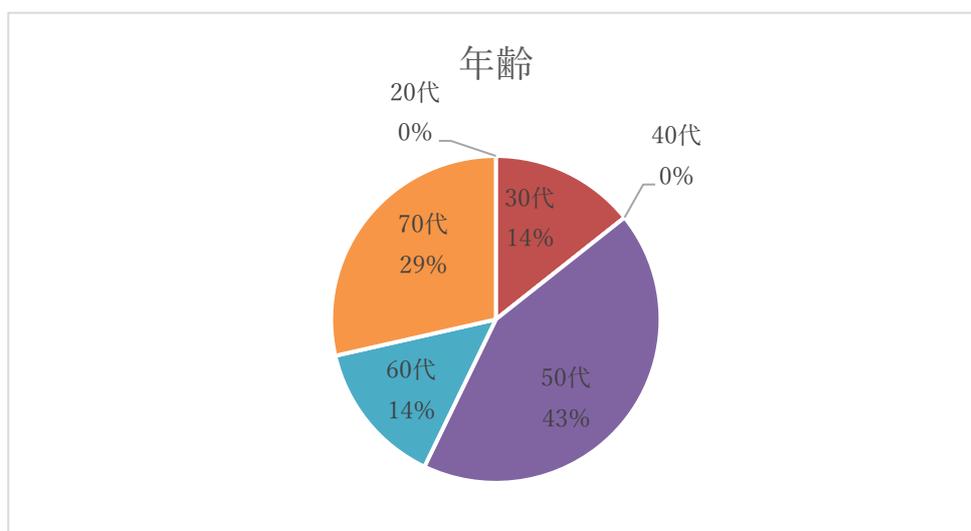
(1) 性別

男性 0名 女性 7名



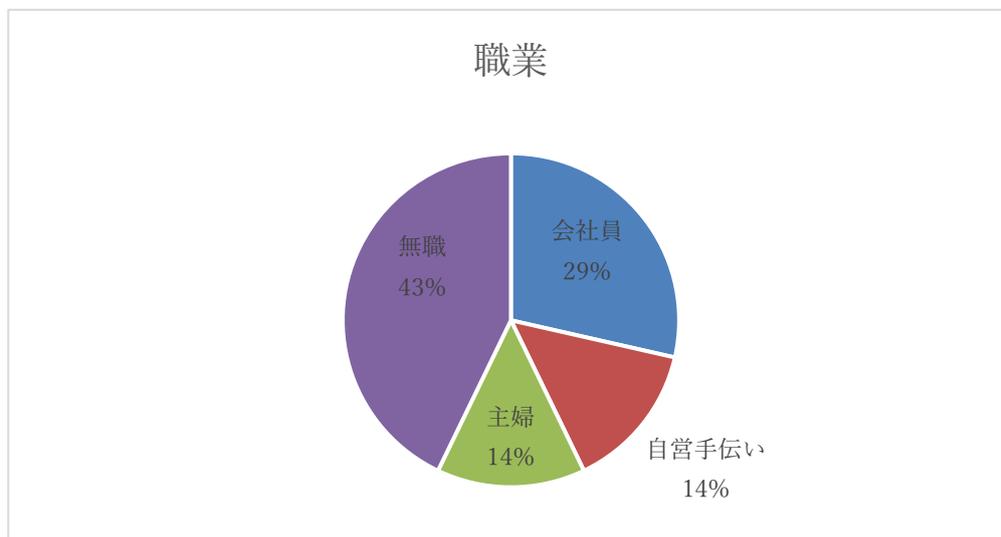
(2) 年齢

30代 1名 50代 3名 60代 1名 70代 2名



(3) 職業

会社員 2名 自営業手伝い 1名 主婦 1名 無職 3名



5. 主な相談内容

- 20年以上前に死亡した父名義の不動産に、金融機関の根抵当権が登記されている。外すためにはどうすればよいか。また仮に債務があった場合はどうすればよいか。父死亡後、特に請求等を受けたことはないはず。
- 相談者の家族が当事者。大手貸金業者からのハガキ請求。以前簡裁に提訴されたが、弁護士に依頼の結果、取下げられた。しかし、今でもその貸金業者から督促のハガキが届く。
- 10年以上前に知人に借りたお金を請求されている。相談者の記憶では返済済み。
- 3～4年前に破産手続をした。再び破産手続をすることは可能か。

6. 実施した感想・コメント・今後の対応

今回は7件のご相談をお受けしました（ただし、そのうち2件は借金とは関係のない内容のご相談でした）。

20年以上前の根抵当権が設定されたままのもの、一度簡裁に提訴され、その後取

下げられたものの再び請求されているもの等の相談が寄せられました。自分自身の借金についてではなく、家族が借入れをしていたことに関連するご相談もありました。また、再度の破産申立ができるかという、深刻な相談もありましたが、適切な対処が求められるものです。

今回のような相談会は、一般の方が借金の問題に関して適切な対処方法を知ることの一助となる機会であり、今後も同種の相談会を企画していく予定です。

前年度の相談会に続き、今回も法テラスの民事法律扶助制度（電話等法律相談援助及び被災者法律相談援助）を利用できる相談会としました。今回は、実際の利用はなかったものの、法テラスとの連携について、今後も積極的に検討していきます。